

ハローワーク関連業務 ヒアリング資料

平成18年11月10日
内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

検討事項：ハローワーク付属施設や都市部のハローワークの一部が実施する職業紹介事業を官民競争入札等の対象にすることにより、民間事業者の創意工夫の活用を通じた雇用のセーフティネットの質的向上（選択肢の拡大）、経費の削減を図れないか。

事業内容	厚生労働省の見解	論点
ハローワーク本体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業紹介関連業務(求人受理、求職登録、相談等) ・ 雇用保険関連業務(失業認定、雇用保険給付等) ・ 雇用対策関連業務(事業主指導、助成金給付等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● ILO第88号条約では、国の指揮監督の下で、<u>公務員</u>が従事する全国的体系の職業安定組織を設けることが義務づけられており、同条約を批准している我が国としては、これを<u>民間委託</u>することは不可能。 <p>【ILO第88号条約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2条)職業安定組織は、<u>国</u>の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の<u>全国的体系</u>で構成される。 ・(第3条)全国的体系は、地理的区域について十分な数であって、便利な位置にある職業安定機関の網状組織から成る ・(第9条)職業安定組織の職員は、…<u>公務員</u>でなければならぬ。 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>他のハローワークとの全国的ネットワーク</u>を構成し、ILO条約上の職業安定組織であることから、<u>市場化テストの対象</u>とすることはできない。 	<p>少なくとも都市部の一部のハローワークを官民競争入札等の対象にできるのではないか</p>
ハローワーク付属施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークプラザ 求職者の利便性の高い地域に設置することにより、求職者が適切な環境の中で、職業紹介、職業相談等を実施(全国75箇所) ・ 学生職業総合支援センター・学生職業センター・学生職業相談室 大学(大学院を含む)、短大、高等専門学校及び専修学校の新卒者等を対象に、職業紹介、職業相談等を実施(全国47箇所) ・ ヤングワークプラザ (ヤングハローワーク、ユースハローワーク) 若年失業者を対象に、円滑な就職促進を図るため、職業紹介、職業相談等を個別指導方式により実施(全国5箇所) ・ マザーズハローワーク 女性が様々な領域で活躍できるよう子育て女性等の再就職の促進を図るため、職業紹介、職業相談等についての総合的かつ一貫した支援を実施(全国12箇所) ・ 人材銀行 管理的職業、専門的・技術的職業について専門に職業紹介等を行う施設(全国12箇所のうち、3箇所を官民競争入札等の対象とする) ・ キャリア交流プラザ 中高年ホワイトカラー等の離職者に対しセミナー・キャリアコンサルティング、会員同士の経験交流の場の提供及び職業紹介等を実施する施設(全国15箇所のうち、5箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>人材銀行</u>事業は、職業紹介を実施しているものの、<u>他のハローワークとの全国的ネットワーク</u>を構成しない、<u>自己完結型</u>の事業であることから、ILO条約の職業安定組織と異なるものと整理し、<u>市場化テスト</u>を導入。 ● <u>キャリア交流</u>プラザ事業では職業紹介や求人受理を実施していないことから、<u>市場化テスト</u>を導入。 	<p>官民競争入札等の対象にできるのではないか</p>

議論のポイント

ポイントⅠ：官民競争入札等に対する基本的な考え方

ポイントⅡ：ILO第88号条約との整合性

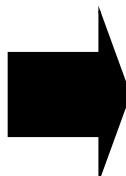
- (1) 職業安定組織の職員の身分について
- (2) ハローワーク付属施設の条約上の位置づけについて
- (3) 職業安定機関の数・配置について

ポイントⅢ：職業紹介と雇用保険・雇用対策との一体的運用

ポイントⅠ：官民競争入札等に対する基本的な考え方

＜厚生労働省の見解＞

- 官民競争入札等は、全省庁の先頭を切って実施。
- ILO条約違反にならず、国の財政収支への悪影響がなく(失業認定との一体的実施を要せず、雇用保険料率の引上げ要因にならない)、事業主指導等による雇用対策の効果的・効率的実施にマイナスとなるものは、今後とも、民間委託・官民競争入札等を積極的に実施。



＜検討の方向性＞

- いち早く官民競争入札等に取り組んでいることは評価。
- 国の責務として行うべきセーフティネットの在り方については、社会経済情勢の変化や通信・交通等の技術の変化に応じて、不断の見直しを行うべきではないか。
- 民間職業紹介事業が発達し、極めて大きな役割を果たすに至っている我が国においては、条約が求める国の責務として行うべきセーフティネットの機能を国自らが担いつつ、その余については、職業紹介サービスの質の向上とコスト削減を図るため、民間事業者の能力、創意・工夫を積極的に活用すべきではないか。

ポイントⅡ： ILO第88号条約との整合性

(1) 職業安定組織の職員の身分について

<厚生労働省の見解>

○ILO第88号条約では、国の指揮監督の下で、公務員(9条)が従事する全国的体系の職業安定組織(2条)を設けることが義務づけられており、同条約を批准している我が国としては、これを民間委託することは不可能。



<検討の方向性>

○9条が、職業安定組織に所属する職員が公務員であることを求めているとしても、職業紹介サービスを担う者が全て公務員でなければならぬことまで求めているのか。

○国の事務・事業であるサービスの提供を、国との取決めに基づいて、国の予算で、国の監督の下にサービス提供者が実施し、国が責任を負うこととなつていれば、問題ないのではないか。
(参考:豪州の例。)

ILO第88号条約

【第2条】職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

【第9条】職業安定組織の職員は、分限及び勤務条件について、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、且つ、当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障される公務員でなければならない。

豪政府の考え方（1997年 連邦議会 審議録より）

ILO第88号条約は、「職業安定組織(employment service)」の全ての機能を実施するため単一の組織を設置すべきことを求めてはいない。条約は、職業サービスの運営についての一定の柔軟性を認めている。豪州の法的枠組みは、ILO第88号条約が求める雇用サービスの無料提供を可能とするものである。公務員が配置される雇用省が、サービス提供者が取決めに基づいて提供するサービスに関し責任を負えるようになっていきることで十分である。

ポイントⅡ： ILO第88号条約との整合性

(2) ハローワーク付属施設の条約上の位置づけについて

＜厚生労働省の見解＞

○ILO88号条約第2条、第3条、第6条等を踏まれば、他のハローワークとの全国的ネットワークを構成する付属施設(ハローワークプラザ、学生職業総合支援センター、ヤングワークプラザ、マザーズハローワーク等)は、条約上の職業安定機関である。

○なお、「他のハローワークとのネットワークを構成」とは、国の職業紹介、就職指導、その他の雇用対策に必要な業務を行うため、関係情報を共有し、相互に連携することを意味する。



＜検討の方向性＞

- 「職業安定機関の全国的体系」を構成しているかどうかの本質は、国の責務として真に必要な最小限のセーフティネットの体系をなしているかどうかであり、情報ネットワークを構成するか否かという技術的要素により決定されるものではないのではないか。
- そもそも6条が、仮に職業安定機関がネットワークを構成すべきことを定めているとしても、ネットワークを構成する国の機関が全て条約上の職業安定機関である、とは言っていないのではないか。

ILO第88号条約

【第2条】職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

【第3条】1 その体系は、当該国の各地理的区域について充分な数であって使用者及び労働者にとって便利な位置にある地区職業安定機関及び適当な場合には地方職業安定機関の網状組織から成る。

【第6条】職業安定組織は、効果的な募集及び斡旋を確保することができるように構成しなければならず、また、この目的のため、

- (a) 労働者が適当な職業を見出すこと及び使用者が適当な労働者を見出すことを援助し、特に、全国的に適用される規程に従って次のことを行わなければならない。
 - (i)～(iii) <略>
 - (iv) 最初の職業安定機関が求職者を適当な職業に斡旋することができないか若しくは求人を適当に充足することができない場合又は他の適当な事由がある場合には、求職及び求人を他の職業安定機関に連絡すること。

ポイントⅡ： ILO第88号条約との整合性

(3) 職業安定機関の数・配置について

<厚生労働省の見解>

- 付属施設を含めた現在のハローワークの数及び配置は、行政改革が強力に進められる中ではILO88号条約を遵守する上での必要最小限のものであり、付属施設等を職業安定機関でないとすると、条約第3条に反する。
- 仮に付属施設等が、条約上の必要最小限の職業安定機関ではないとするのであれば、これを官民競争入札等の対象とすることはできず、むしろ廃止することとなる。



<検討の方向性>

- 3条は、職業安定機関の具体的な数や配置まで定めるものではなく、現在の配置が条約上の必要最小限であることの根拠が不明確ではないか。
- 付属施設とハローワークの両方がある地域では、付属施設を民間委託しても、条約上の必要最小限のセーフティネットの配置義務(3条)に違反しないのではないか。
- ハローワークが近接して存在する都市部などは、一部を民間に委託しても、条約上の必要最小限のセーフティネットの配置義務(3条)に違反しないのではないか。

ILO第88号条約

【第3条】

- 1 その体系は、当該国の各地理的区域について充分な数であって使用者及び労働者にとって便利な位置にある地区職業安定機関及び適当な場合には地方職業安定機関の網状組織から成る。
- 2 この網状組織の構成は、
 - (a) 次の場合には再検討しなければならない。
 - (i) 経済活動及び労働力人口の分布に重大な変化が起った場合
 - (ii) 権限のある機関が、実験期間中に得た経験にかんがみて再検討が望ましいと認める場合
 - (b) 前記の再検討の結果改正を必要とする場合には、改正しなければならない。

ポイントⅢ： 職業紹介と雇用保険・雇用対策との一体的運用

＜厚生労働省の見解＞

- 雇用保険の濫給防止のため、他のOECD諸国と同様、雇用保険と職業紹介を一体的に運用することが不可欠（失業認定にあたり、再就職の意思が疑わしい者について、保険者たる国が直接職業紹介を実施することにより、真意を厳格に確認する必要）。
- 雇用対策（障害者の雇用率達成、求人の年齢制限緩和等についての企業指導）と職業紹介を一体的に運用するのが効果的。

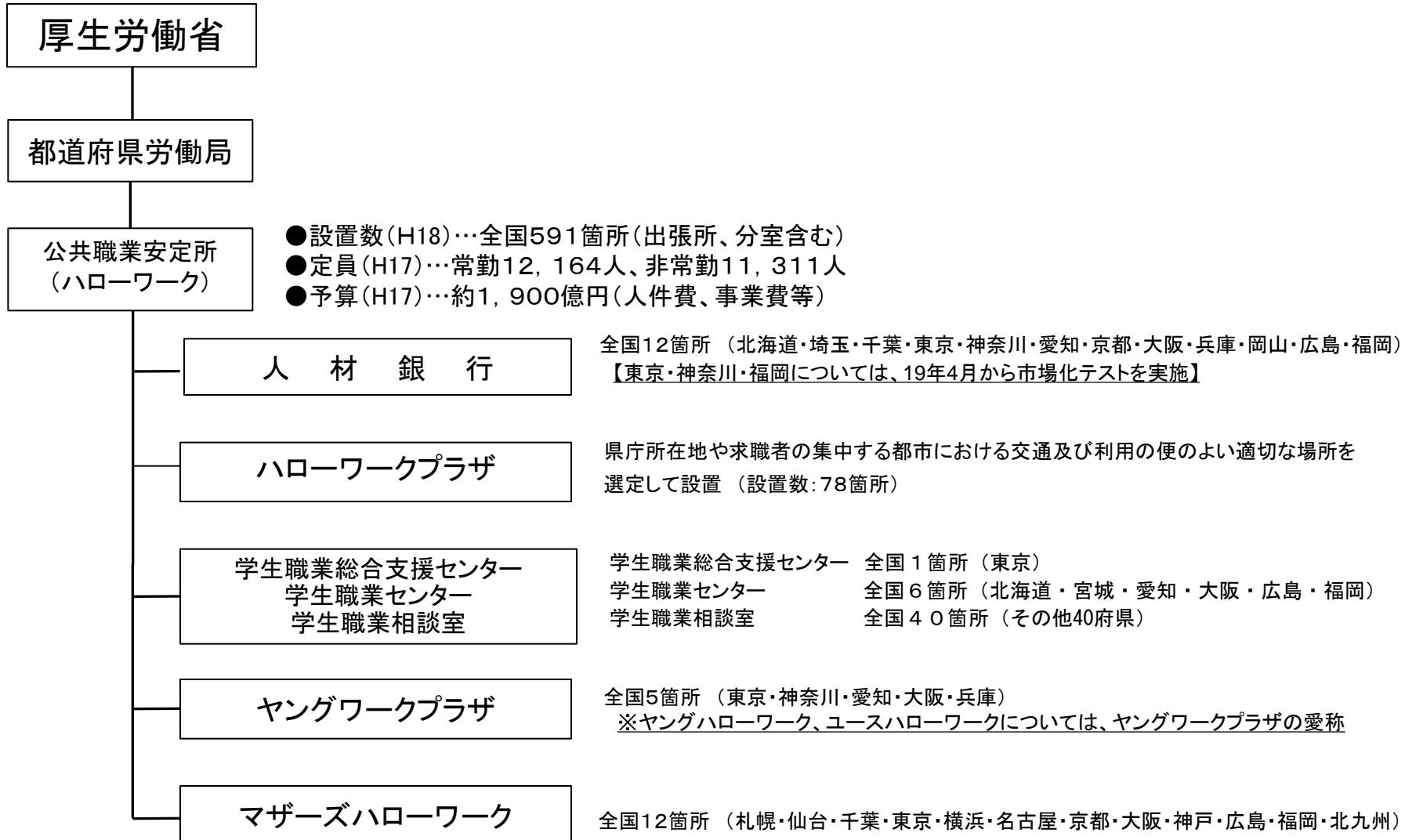


＜検討の方向性＞

- 雇用保険の運用や雇用対策を適正に実施するため、職業紹介部門との連携が必要であるとしても、そのことは、官が全てをみずから実施すべき理由にはならないのではないか。職業紹介部門を民間事業者に委託しても、濫給防止等を可能とするような官民の連携の確保は可能ではないか。
- 現在も、民間の職業紹介所の利用者についても、ハローワークが失業認定を行っていることからしても、職業紹介の民間委託が直ちに濫給防止を阻害するとは言えないのではないか。
- 雇用保険業務等をもともと行っていない付属施設は、現在でも、雇用保険業務等との一体性は薄いのではないか。

(参考1) 職業安定行政機関図

全国591箇所設置（出張所、分室含む）



※ 設置数については、平成18年4月1日時点

(参考2) C88 Employment Service Convention, 1948 職業安定組織の構成に関する条約(第88号)

※日本は1953年10月20日に批准

英 文	和 文
Article 1 1. Each Member of the International Labour Organisation for which this Convention is in force shall maintain or ensure the maintenance of a free public employment service. 2. The essential duty of the employment service shall be to ensure, in co-operation where necessary with other public and private bodies concerned, the best possible organisation of the employment market as an integral part of the national programme for the achievement and maintenance of full employment and the development and use of productive resources.	第一 条 1 この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、無料の公共職業安定組織を維持し、又はその維持を確保しなければならない。 2 職業安定組織の本来の任務は、必要な場合には他の公私の関係団体と協力して、完全雇用の達成及び維持並びに生産資源の開発及び利用のための国家的計画の不可分の一部として雇用市場を最もよく組織化することである。
Article 2 The employment service shall consist of a national system of employment offices under the direction of a national authority.	第二 条 職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

Article 3

1. The system shall comprise a network of local and, where appropriate, regional offices, sufficient in number to serve each geographical area of the country and conveniently located for employers and workers.

2. The organisation of the network shall:

(a) be reviewed--

(i) whenever significant changes occur in the distribution of economic activity and of the working population, and

(ii) whenever the competent authority considers a review desirable to assess the experience gained during a period of experimental operation; and

(b) be revised whenever such review shows revision to be necessary.

第三条

1 その体系は、当該国の各地理的区域について充分な数であつて使用者及び労働者にとつて便利な位置にある地区職業安定機関及び適当な場合には地方職業安定機関の網状組織から成る。

2 この網状組織の構成は、

(a) 次の場合には再検討しなければならない。

(i) 経済活動及び労働力人口の分布に重大な変化が起つた場合

(ii) 権限のある機関が、実験期間中に得た経験にかんがみて再検討が望ましいと認める場合

(b) 前記の再検討の結果改正を必要とする場合には、改正しなければならない。

Article 4

1. Suitable arrangements shall be made through advisory committees for the co-operation of representatives of employers and workers in the organisation and operation of the employment service and in the development of employment service policy.
2. These arrangements shall provide for one or more national advisory committees and where necessary for regional and local committees.
3. The representatives of employers and workers on these committees shall be appointed in equal numbers after consultation with representative organisations of employers and workers, where such organisations exist.

Article 5

The general policy of the employment service in regard to referral of workers to available employment shall be developed after consultation of representatives of employers and workers through the advisory committees provided for in Article 4.

第四条

- 1 職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければならない。
- 2 それらの取極においては、一又は二以上の中央の審議会並びに必要な場合には地方及び地区の審議会の設置を定めなければならない。
- 3 それらの審議会における使用者及び労働者の代表者は、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらと協議の上それぞれ同数が任命されなければならない。

第五条

職業安定組織の労働者に対する職業紹介について的一般的政策は、第四条に定める審議会を通じて使用者及び労働者の代表者に諮問した上で決定しなければならない。

Article 6

The employment service shall be so organised as to ensure effective recruitment and placement, and for this purpose shall:

- (a) assist workers to find suitable employment and assist employers to find suitable workers, and more particularly shall, in accordance with rules framed on a national basis--
 - (i) register applicants for employment, take note of their occupational qualifications, experience and desires, interview them for employment, evaluate if necessary their physical and vocational capacity, and assist them where appropriate to obtain vocational guidance or vocational training or retraining,
 - (ii) obtain from employers precise information on vacancies notified by them to the service and the requirements to be met by the workers whom they are seeking,
 - (iii) refer to available employment applicants with suitable skills and physical capacity,
 - (iv) refer applicants and vacancies from one employment office to another, in cases in which the applicants cannot be suitably placed or the vacancies suitably filled by the original office or in which other circumstances warrant such action;

第六条

職業安定組織は、効果的な募集及び斡旋を確保することができるよう構成しなければならず、また、この目的のため、

- (a) 労働者が適当な職業を見出すこと及び使用者が適当な労働者を見出すことを援助し、特に、全国的に適用される規程に従つて次のことを行わなければならない。
 - (i) 求職者を登録し、その者について、職業上の技能、経験及び希望を記録し、職業紹介のために面接し、必要な場合には、その肉体的及び職業的能力を評価し、並びに適当な場合にはその者が職業指導又は職業訓練若しくは職業再訓練を受けることを援助すること。
 - (ii) 使用者が職業安定機関に通告する求人及び使用者の求めている労働者の具備すべき要件について正確な情報を使用者から得ること。
 - (iii) 職業的及び肉体的能力を有する求職者を適当な職業に紹介すること。
 - (iv) 最初の職業安定機関が求職者を適当な職業に斡旋することができないか若しくは求人を適当に充足することができない場合又は他の適当な事由がある場合には、求職及び求人を他の職業安定機関に連絡すること。

(b) take appropriate measures to--

(i) facilitate occupational mobility with a view to adjusting the supply of labour to employment opportunities in the various occupations,

(ii) facilitate geographical mobility with a view to assisting the movement of workers to areas with suitable employment opportunities,

(iii) facilitate temporary transfers of workers from one area to another as a means of meeting temporary local maladjustments in the supply of or the demand for workers,

(iv) facilitate any movement of workers from one country to another which may have been approved by the governments concerned;

(b) 次のことを行うため適当な措置を執らなければならない。

(i) 労働力の供給を各種の職業における雇用機会に適応させるため職業間の移動を容易にすること。

(ii) 適当な雇用機会のある地域への労働者の移動を援助するため地域間の移動をすること。

(iii) 労働力の需要供給の一時的な地方的不均衡に応ずる手段として、一地域から他の地域への労働者の一時的移動を容易にすること。

(iv) 関係政府の承認を得て行われる一国から他国への労働者の移動を容易にすること。

(c) collect and analyse, in co-operation where appropriate with other authorities and with management and trade unions, the fullest available information on the situation of the employment market and its probable evolution, both in the country as a whole and in the different industries, occupations and areas, and make such information available systematically and promptly to the public authorities, the employers' and workers' organisations concerned, and the general public;

(d) co-operate in the administration of unemployment insurance and assistance and of other measures for the relief of the unemployed; and

(e) assist, as necessary, other public and private bodies in social and economic planning calculated to ensure a favourable employment situation.

(c) 適当な場合には、他の公の機関、経営者及び労働組合と協力して、全国並びに各産業、各職業及び各地域における雇用市場の状況及び予想される発展に関するできる限り完全な情報を収集分析しなければならず、また、これを組織的且つ迅速に関係のある公の機関、使用者団体及び労働者団体並びに一般国民の利用に供さなければならない。

(d) 失業保険、失業者扶助その他の失業者救済措置の実施について協力しなければならない。

(e) 必要がある場合には、好ましい雇用状態を確保するための社会上及び経済上の計画の立案について他の公私の団体を援助しなければならない。

<p>Article 7</p> <p>Measures shall be taken:</p> <p>(a) to facilitate within the various employment offices specialisation by occupations and by industries, such as agriculture and any other branch of activity in which such specialisation may be useful; and</p> <p>(b) to meet adequately the needs of particular categories of applicants for employment, such as disabled persons.</p>	<p>第七条</p> <p>次のことを行うため措置を執らなければならない。</p> <p>(a) 職業別及び産業別による専門化を有益とする農業その他の活動部門については、各種の職業安定機関においてその専門化を促進すること。</p> <p>(b) 身体障害者のような特殊な種類の求職者の要求を充分に満たすこと。</p>
<p>Article 8</p> <p>Special arrangements for juveniles shall be initiated and developed within the framework of the employment and vocational guidance services.</p>	<p>第八条</p> <p>職業安定及び職業指導の業務の範囲内において年少者に対する特別の措置を執り、且つ、発展させなければならない。</p>

Article 9

1. The staff of the employment service shall be composed of public officials whose status and conditions of service are such that they are independent of changes of government and of improper external influences and, subject to the needs of the service, are assured of stability of employment.
2. Subject to any conditions for recruitment to the public service which may be prescribed by national laws or regulations, the staff of the employment service shall be recruited with sole regard to their qualifications for the performance of their duties.
3. The means of ascertaining such qualifications shall be determined by the competent authority.
4. The staff of the employment service shall be adequately trained for the performance of their duties.

第九条

- 1 職業安定組織の職員は、分限及び勤務条件について、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、且つ、当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障される公務員でなければならない。
- 2 職業安定組織の職員は、国内の法令で定める公務員の採用に関する条件に従い、その任務の遂行に必要な資格を特に考慮して採用しなければならない。
- 3 前記の資格を認定する方法は、権限のある機関が決定する。
- 4 職業安定組織の職員は、その任務の遂行のため適当な訓練を受けなければならない。